

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
(第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>3 . 証券会社の監督事務</b></p> <p>3 - 2 その他業務に係る留意事項</p> <p>3 - 2 - 1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項</p> <p>法第 34 条第 2 項に規定する業務の届出の受理にあたっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</p> <p>なお、合致しない業務については、法第 34 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>3 . 証券会社の監督事務</b></p> <p>3 - 2 その他業務に係る留意事項</p> <p>3 - 2 - 1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項</p> <p>法第 34 条第 2 項に規定する業務の届出の受理にあたっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</p> <p>なお、合致しない業務については、法第 34 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>直物為替先渡取引に係る業務</u></p> <p>— <u>リスク管理</u></p> <p><u>当該業務に係るリスク管理の方法について、次の事項が整備されていること。</u></p> <p>イ <u>市場リスクの管理</u></p> <p>a <u>市場リスクのポジション限度枠が設定されていること。</u></p> <p>b <u>日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。</u></p> <p>c <u>他の部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。</u></p> <p>ロ <u>信用リスクの管理</u></p> <p>a <u>顧客の属性別に取引に係る合理的な与信限度枠が設定されていること。</u></p> <p>b <u>顧客と取引を行おうとするときの審査方法が定められていること。</u></p> <p>c <u>日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p><u>d  他部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。</u></p> <p>— <u>対顧客業務</u></p> <p>イ <u>勧誘</u>  <u>顧客への取引勧誘に際しては、以下の諸点が遵守されていること。</u></p> <p>a <u>金融商品の販売等に関する法律第8条に規定する勧誘方針を定め、公表すること。</u></p> <p>b <u>金融商品の販売等に関する法律第3条に規定するリスク等の重要事項の説明及び本取引の仕組み等の説明を行うこと。</u></p> <p>c <u>投資者の意向、当該取引に関する知識及び経験に応じて合理的な取引開始基準を作成した上で適切な勧誘を行うこと。</u></p> <p>d <u>虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示は行わないこと。</u></p> <p>e <u>通貨の価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わないこと。</u></p> <p>f <u>損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。</u></p> <p>g <u>短期間に頻繁に売買（有価証券と通貨との乗換え売買を含む。）を行うことを勧誘しないこと。</u></p> <p>h <u>顧客から売買の別、通貨の種類、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと</u></p> <p>i <u>顧客から保証金、証拠金、担保金(以下、i、j及びiにおいて保証金等という。)を受け入れる場合には、受け入れた保証金等は、証券取引法上の分別保管の対象及び投資者保護基金の補償の対象とはならないことを顧客に適切に説明すること。</u></p> <p>j <u>顧客から保証金等を受け入れる場合には、受け入れた保証金等の管理、保全方法につき顧客に適切に説明すること。</u></p> <p>ロ <u>価格の決定等</u>  <u>取引価格は直物又は先物の外国為替相場を斟酌して適正となるように決定すること。当該取引に係る契約の締結の媒介、取次ぎ</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p><u>又は代理を行う場合には、適正な取引価格が確保されていることを確認すること。</u>  <u>顧客に対しては、売値・買値（気配値を含む）を併せて提示すること。</u></p> <p>八 <u>利益相反の予防・管理</u>  <u>顧客との間で当該取引を行った際には、速やかに第三者とカバー取引を行うなどの手法をとることにより、顧客との間に発生する利益相反関係を適切に予防・管理すること。</u></p> <p>— <u>契約の締結・履行</u>  <u>契約の締結について、次の事項が整備されていること。</u></p> <p>イ <u>当該取引を開始しようとするときは、当該取引に係る契約不履行が生じた場合等の措置、一括清算その他の必要な事項を規定した基本契約書の締結を行うこと。</u></p> <p>ロ <u>当該取引の都度、顧客に取引内容を確認のうえ、個別取引契約書の締結を行うこと（又は個別取引報告書を交付すること）。</u></p> <p>八 <u>顧客からの注文（特に反対売買等）については、顧客からの受注後速やかにこれを履行すること。</u></p> <p>— <u>保証金等</u>  <u>保証金等について、次の事項が整備されていること。</u></p> <p>イ <u>営業部門から独立した部門において、保証金率、最低保証金額、ロスカットルール等の与信管理方法についてあらかじめ定められた合理的な基準に基づき、顧客からの保証金等の受入れの決定が行われること。</u></p> <p>ロ <u>保証金等の受入れに当たっては、顧客との間でイの基準に基づいた契約書を取り交わすこと。</u></p> <p>八 <u>保証金等として有価証券を受け入れる場合には適切な掛目を設定すること。</u></p> <p>三 <u>八において受け入れる有価証券は保護預り有価証券と区別して管理すること。</u></p> <p>— <u>当該取引に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理</u>  <u>当該業務を行う証券会社は、以下の点を遵守すること。</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>(1) ~ (6) (略)</p>	<p>なお、当該取引に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下(a) ~ (d)において「代理業務等」という。)のみを営む証券会社にあつては、下記(a) ~ (d)の条件が満たされている場合には、上記、及びについては、業務内容に応じた整備を行うものとする。</p> <p>(a) 当該取引に係る代理業務等を行う証券会社は、顧客に対し、申込みに係る取引が、自社が媒介、取次ぎ又は代理する契約の当事者(以下(b) ~ (d)において「委任者等」という。)との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。</p> <p>(b) 委任者等に係る信用リスクについて顧客に説明を行うこと。</p> <p>(c) 代理業務等を行う証券会社は、顧客の取引内容を委任者等との間で定期的に照合すること。</p> <p>(d) 委任者等については、上記に規定する基本契約書その他の契約書を締結する旨社内取扱規程が整備されているか留意すること。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p>